

## 社会福祉法人聖ヨゼフ会 役員等報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は社会福祉法人聖ヨゼフ会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

常勤役員については業務に応じた報酬を支給することとし、賞与、及び退職手当は支給しない。

(2) 常勤役員等の勤務形態は1日6時間の勤務、年間220日以上勤務とする。

(3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与、及び退職手当は支給しない。

### (常勤役員等の報酬等算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

報酬については、別表第1に定める額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

報酬については、別表第2に定める額

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たる時は、職員給与規定第7条に準じた日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- (2) 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- (3) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- (4) 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給す。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第9条 この規定により、常勤役員の費用弁償、非常勤役員が理事会、評議員会に出席した場合の費用弁償(交通費)は、別表4に定める額とする。但し、施設長等施設職員が役員の場合は支給しない。

(公表)

第10条 当法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 この規則は、平成29年6月12日より施行する。

この規則の第9条の項は、令和元年6月12日より適用する。

この規則の【別表】は、令和6年6月12日より施行し、平成29年6月12日から適用する。

【別表】

理事の各年度の報酬等の総額は、480万円以内とする。

監事の各年度の報酬等の総額は、20万円以内とする。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 350,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

項目	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人業務のため出勤	10,000円

(2) 理事

項目	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務のため出勤	10,000円

(3) 監事

項目	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人業務のため出勤	10,000円

別表3 (職員給与との併給)

(1) 役職ごとの役員報酬額を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 50,000円

(2) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて当該会議に出席した都度役員報酬等を支給する。

役職名 及び 職名	日 額
理 事 長	10,000 円
院 長	10,000 円
事務 部長	10,000 円
職 員	10,000 円

別表 4 費用弁償（交通費）

(1) 常勤役員の費用弁償

常勤役員の費用弁償金額は職員旅費規程に基づき、その実費相当額を支払う。

(2) 非常勤役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

項 目	金 額
京 都 市 内	1,000 円
そ の 他	2,000 円

(3) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

項 目	金 額
京 都 市 内	1,000 円
そ の 他	2,000 円

(4) 当法人職員を兼務し、職員旅費規定に基づき費用弁償を支給している役員に対しては支給しない。